

平成26年度 第1回  
理事会

平成26年5月28日（水）

議事録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成26年度 第1回 理事会 議事録

- 1 開催日時 平成26年5月28日（水）  
午前9時55分から午後0時05分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室  
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数  
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名  
理事6名  
理事長 長澤 博暁                      理事                      安達 高之  
理事                      安藤 真洋                      理事                      大野 壽三枝  
理事                      黒竹 光弘                      常務理事                      福島 文昭  
監事2名  
監事                      五十嵐 利光                      監事                      安田 大
- 5 欠席理事者数及び氏名  
理事0名  
監事0名
- 6 傍聴者                      0名
- 7 議事日程  
日程第1 議案第1号 平成25年度事業報告について  
日程第2 議案第2号 平成25年度決算報告について  
日程第3 議案第3号 本部事務所の土地及び建物の売買契約について  
日程第4 議案第4号 基本財産（預貯金）の処分及び基本財産（土地）  
の取得、並びに老後福祉基金の処分について  
日程第5 議案第5号 平成26年度補正予算（第1回）について  
日程第6 議案第6号 評議員会に提出する評議員候補者の推薦について  
日程第7 議案第7号 平成26年度第1回評議員会の開催について  
日程第8 報告事項1 家事援助等給付事業実施規則の一部改正について  
日程第9 報告事項2 権利擁護事業実施規則の一部改正について

日程第10 報告事項3 震災時初動対応及び事業継続計画（BCP）について

日程第11 報告事項4 新規事業案〈有償在宅福祉サービスの見直し〉について

日程第12 報告事項5 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8 議長及び議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9 議事録署名人 理事長 長澤 博暁  
監事 五十嵐 利光  
監事 安田 大

## 10 議事の経過及び結果

議案第1号 平成25年度事業報告について

議案第2号 平成25年度決算報告について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

福島常務理事、荒井在宅サービス課長及び服部高齢者総合センター長から、提案理由の説明がなされ、安田監事及び五十嵐監事から監査報告について、監査報告書のとおりである旨の報告がなされた。

安藤理事から、事業収支の均衡を図る方策についてどのような考えであるかについての質問がなされた。

福島常務理事から、介護保険事業については基本的に事業自体で収支相償を図って行くが、介護保険事業の中でも一般の民間事業者では対応困難な部分と介護保険事業以外の在宅福祉サービスに関しては、事業収入に加え市等から適正な額の補助金を加えることで、収支相償を図っていくことが必要だと考えており、必ずしも利用者からの収入や公社独自の収入だけで成り立つサービスではないと考えている旨の回答がなされた。また、適切な補助金額を明確にした上で、中長期事業計画の裏づけとなるような形で、財政健全化計画を作成し、収支相償になるように検討してまいりたい旨の回答がなされた。

安田監事から、事業報告書の9頁14行目、17行目、20行目の括弧内のパーセンテージについて誤っている旨の指摘がなされた。

高橋管理係長から、事業報告書9ページ目の上から14行目の後段の9.2%を8.3%に、17行目の10.4%を4.8%に、20行目の前年度比10.4%を4.7%に訂正する旨の回答がなされた。

安藤理事から、事業報告書6頁の生活支援事業（ホームヘルプセンター武蔵野受託事業）について、派遣実績が減少している原因について質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、生活支援事業は市からの受託事業であり、在宅介護支援センターからの依頼が減少したためである旨の回答がなされた。

福島常務理事から、市の独自事業である生活支援ホームヘルプと介護保険のホームヘルプがあるが、生活支援ホームヘルプを受けていた方が、介護保険の対象となっても、生活支援ホームヘルプでサービスが足りるといった面もあり、本来であれば介護保険に移行すべきだったものを市の単独給付である生活支援ホームヘルプでまかっていた部分が少なからずあった。その部分を市が適切に介護保険事業に移行させていったということもあり、市の単独事業である生活支援ホームヘルプ事業が減った旨の補足回答がなされた。

黒竹理事から、寄附金の内容について質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、有償在宅サービスのご利用者様で亡くなられた方のご遺志でいただいたものが1件約6,000万円、その他に300万円、5万円、5万円である旨の回答がなされた。

黒竹理事から、デイサービスセンター事業（事業統計28頁等）について、通常のデイと認知症のデイの割合については認知症の方が割合は高いという資料になっているが、今般、認知症のデイは個人負担が高いため苦戦しているという状況下にあるかと思うが、認知症のデイの数値が伸びている原因について質問がなされた。

方波見デイサービスセンター担当係長から、福祉公社が実施しているデイサービスセンター事業は、一般のデイという形で実施しており、利用者の中で認知症の診断を受けている方の割合を資料として提示しているものであり、特に認知症のデイとして実施しているわけではない旨の回答がなされた。

大野理事から、成年後見事事業について、成年被後見人はどのような方なのかと具体的広報内容について質問がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、市長申立による成年被後見人について、生活保護受給者や行き倒れで意識不明の状態入院している方等さまざまであり、広報については一般的には行っていないが、市長申立については、一義的に福祉公社に相談が来るようになっている旨の回答がなされた。

大野理事から、どういうことで公社がその後見人になるのか、その

相手はどういう関係が福祉公社とあるのかという旨の再質問がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、市長申立てに関しては、公社の有償在宅サービスのご利用者で、全く申立人に該当される親類等がいらっしゃらない場合や、親類がいても申立人になることを拒否された方や、全く福祉公社と関係のない方で高齢者支援課からの依頼等、さまざまである旨の回答がなされた。

大野理事から、回答の趣旨は、有償在宅サービスの利用者と市が関連している方の二種類であるかという旨の確認質問がなされた。また、今現在は、金融機関等の求めもあり成年後見の申立が多くなってきており需要が高まっているなかで、身内や専門家では足りない又は適切ではない場合もあるため、福祉公社が一つの柱とし参入していくということは考えていないのか、という旨の質問がなされた。

福島常務理事から、今後、市内の成年後見の推進機関の役割として、成年後見の担い手と調整機関としての調整役を検討している旨の回答がなされた。

安達理事から、職員の頑張りに敬意が述べられた後に、生活支援事業の委託料の内容について、介護保険の適用になっていない市の単独事業であると思うが、介護保険も含めて受託することも可能ではないかという旨の質問がなされた。また、事業報告書2頁の福祉公社の経営を担う人材の育成体制の整備の中の通信教育の助成の内容について質問がなされた。

福島常務理事から、生活支援事業について、現在は、市から生活支援ホームヘルプとして一時間1,980円の単価で受託しているが、平成27年度の介護保険法改正を踏まえ、市は、要支援を含めた形でこれまでの福祉公社やシルバー人材センターに限らず、委託先を他の事業者にも拡大していく予定であり、単価2,200円で試行中で、来年度に向けて検討している旨の回答がなされた。

高橋管理係長から、一般に民間の事業者が行っている通信教育講座を、団体として申し込んでおり、福祉公社がその受講費用を助成するという形で実施しており、福祉公社専属で通信教育講座を依頼しているものではない旨の回答がなされた。

福島常務理事から、一般職員向けの通信教育費用の助成の他に、昇任試験制度の導入に伴い、昇任試験受験の前提条件として指定した通信教育講座の受講を義務化した制度がある旨の回答が改めてなされた。

安達理事から、通信教育講座の実施機関は公社が指定した機関なの

かどうかについて質問がなされた。

福島常務理事から、昇任試験については、指定の通信教育講座を受講していただく旨の回答がなされた。

高橋管理係長から、黒竹理事の寄附金の内容についての質問に対して、団体としての寄附が1件、個人としての寄附が4件、合わせて5件となっており、内容は、遺贈としてご寄附いただいたご寄附が6,312万9,920円、その他300万円、5万円等の個人からの寄附となっている旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第1号及び議案第2号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二案は原案のとおり承認された。

議案第3号 本部事務所の土地及び建物の売買契約について

議案第4号 基本財産（預貯金）の処分及び基本財産（土地）の取得、並びに老後福祉基金の処分及び積み立てについて

議案第5号 平成26年年度補正予算（第1回）について

長澤理事長から、それぞれ関連があるので一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

高橋管理係長から本三案の提案理由の概略説明がなされ、福島常務理事から議案第3号及び議案第4号の提案理由の詳細説明がなされ、高橋管理係長から議案第5号の提案理由の詳細説明がなされた。

黒竹理事から、鑑定評価については1社だけの鑑定評価であるのか、また、鑑定評価の依頼主は誰であるかについて質問がなされた。

福島常務理事から、鑑定評価は市民社協の監事からの紹介で1社に依頼しているが、それ以前に福祉公社からリバースモーゲージの関係の事業者からも不動産査定という形で数字を頂いており、概ね変わらない金額である旨の回答がなされた。

大野理事から、売買契約が締結されると賃貸借契約が終了し敷金が返還されるが、この敷金の返還はいつ行われるのか、売買契約の決裁と同時にされるのかという旨の質問がなされた。また、返還された敷金は老後福祉基金に積み立てることについて、老後福祉基金は寄附金を積み立てるものではなかったかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、敷金の支払いについては、現在、相手方と調整中である旨の回答がなされた。また、敷金の返還については、もともと老後福祉基金から支出しているため、一旦、老後福祉基金に戻すこ

とを考えている旨の回答がなされた。

大野理事から、寄附金そのものではないが老後福祉基金に戻すということで構わないのかという旨の再質問がなされた。

高橋管理係長から、老後福祉基金は規程に従えば寄附金を積み立てるべきものであるが、事務局で検討し、会計顧問とも相談した結果、本来あったところへ戻すのが筋であろうという判断である旨の回答がなされた。

大野理事から、規程上の文言では抵触するよう見受けられるが、過去の事例を問う質問がなされた。

高橋管理係長から、知り得る限りの過去の事例では一度取り崩したものを戻すということにはなかったが、今回の敷金は、その性質の解釈上は預け金という解釈で老後福祉基金に戻すことにした旨の回答がなされた。

安田監事から、規定では「利用者等からの寄附金額のうち」となっているが、今回、預け金的性格のものであるため本来のところへ戻すことと判断したが、理事会、評議員会の決議によることになる旨の回答がなされた。

安達理事から、議案第3号の瑕疵担保責任の解除又は請求権が2年となっているが、瑕疵担保責任はえてして土地について問題化することが多い。しかし、土地の瑕疵が分かるのは5年も10年も先になることが普通で、これについて相手方と話し合いがなされているのかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、過去の土地の履歴を見る限り、薬物等の影響するような土地活用はなかったと推測されるため、この条項で契約することとした旨の回答がなされた。

安達理事から、内容について特に異論があるわけではないが、瑕疵担保責任について相手方との間で整理しておく必要があるのではないかという意見がなされた。

福島常務理事から、地下も一部活用されているため、ますので、建設時の状況等について売主に確認をする旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第3号、議案第4号及び議案第5号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本三案は原案のとおり可決承認された。

議案第6号 評議員会に提出する評議員の候補者の推薦について

高橋管理係長から、提案理由について説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

#### 議案第7号 平成26年度第1回評議員会の開催について

高橋管理係長から、提案理由について説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

### 11 報告事項

#### 報告事項1 家事援助等給付事業実施規則の一部改正について

#### 報告事項2 権利擁護事業実施規則の一部改正について

荒井在宅サービス課長から、報告理由及び内容について一括して説明がなされた。

理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

#### 報告事項3 震災時初動対応及び事業継続計画（BCP）について

小野高齢者総合センター課長補佐から、報告理由及び内容について説明がなされた。

安達理事から、3頁の表の説明の中で、高齢者総合センターと北町高齢者センターは近隣の避難場所にも使うという説明について、再確認の質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、福祉避難所として市と協定を結んでおり、通常の避難所において生活することが困難な方で福祉的な措置が必要な方が福祉避難所として高齢者総合センターや北町高齢者センターを利用する旨の回答がなされた。

安達理事から、利用可能人員について質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、高齢者総合センターの収容人数は15人であり、内訳として、和室が7人、ベッドが8人、北町高齢者センターは10人である旨の回答がなされた。

安達理事から、地震の場合等は、通行人が飛び込んでくることは考えられるが、福祉避難所を理由に避難を断ることはできないと考えられるため、ある程度議論しておいて頂くように意見があった。

長澤理事長から、服部高齢者総合センター長に対して、福祉避難所としての役割と、一般市民への対応の整理について、市と十分協議をしておくように指示がなされた。

安田監事から、夜間等で公共交通機関がないときの徒歩参集率について質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、参集率としては出していない旨の回答がなされた。

服部高齢者総合センター長から、高齢者総合センターは全体で約40名いるが、市内在住者を中心に参集可能人員を算定している旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

#### 報告事項 4 新規事業（有償在宅福祉サービスの見直し）について

荒井在宅サービス課長から、報告理由について説明がなされた。

福島常務理事から、補足説明がなされた。

安達理事から、貸付事業について、償却できないと想定されるケース数について質問がなされた。

福島常務理事から、現在の利用者数は17名であるが、今後の市の検討課題である旨の回答がなされた。

長澤理事長から、この場でなくともご意見があれば事務局へ寄せていただきたい旨の要望がなされた。

他の理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

#### 理事長及び常務理事の職務執行状況について

長澤理事長から、前回の理事会から今日までの間の職務執行状況について、次のように報告がなされた。

3月10日に武蔵野市役所で、武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会が開催され、市長、副市長及び武蔵野市の財政援助出資団体（15団体）で実施されました。市長挨拶の中で、リクルート調査によれば、武蔵野は20代では、吉祥寺は「住みたいまちナンバー1」であると。50代では、吉祥寺、恵比寿、鎌倉になっているという報告があり、順位に一喜一憂することはないが、これは市民サービスに対する評価があるのだろうというのが市長の意見でした。財政出資団体は15団体と多いが、評価が高いのは、「サービスが多かろう、悪かろうではない」ということだと。

今後とも団体の自立化と事業適正化については一緒に議論していこうという話もありました。市も、効率のいい行政運営を目指すとしております。

指定管理者の27年度の見直しについては、早い段階での見直し方針を示すとしておりました。

その後、各団体からの報告、事業報告がなされたわけだが、私のほうからは、本年度の14事業のほか、事業の概要について説明しました。社屋問題、購入についても説明したが、特段市長からコメントはありませんでした。

懇談会の席上、財政援助出資団体見直しの基本方針が示されましたが、福島常務理事から後ほど報告がありますのでここでは省略します。

福島常務理事から、同様に次のような報告がなされた。

財政援助出資団体の在り方について市の内部検討組織である「財政援助出資団体在り方検討委員会」において、2月に出された武蔵野市財政援助出資団体見直しの基本方針をもとに検討が進められており、5月中に報告書が取りまとめられる予定であり、6月に市議会で行政報告を予定していると聞いている。具体的な内容については、一つが、団体そのものの統廃合や事業の大きな方向性に関する事。それから、各団体が実施している事業の方向性が事業ごとに示される予定である。これまで、内容に関して、所管部である健康福祉部とも調整を図りながら、見直しの所管である総合政策部に対して、福祉公社としての意見を直接伝えてきた。報告書においては、福祉公社の役割を踏まえた内容が示されると考えている。

なお、この報告書は、市の内部検討報告書であり、第五期長期計画調整計画における議論のたたき台として活用され、最終的な市の意思決定については長期計画で行われる予定である。

次に、指定管理者制度が武蔵野市での第3期を迎えるに当たり、指定管理者制度に関する基本方針が改定され、コミュニティセンターなど、市と密接に連携を図る施設の指定管理者は原則非公募とされた。この中には、公社が受託する高齢者総合センター、北町高齢者センターが含まれ、ともにこの理由で非公募とされた。

指定管理施設の中には、定型的な管理業務が主で、民間事業者でも管理可能とされる施設、公会堂や芸能劇場があるが、これらについてもさまざまな理由で、今期は非公募とされた。今後については、毎年行われる公の施設のモニタリング調査、専門委員会での評価により、管理方法

やサービス提供方法等による利用者満足度の低下が認められた場合、公募を含む新たな選定方法を採用するとされている。

理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

## 12 連絡事項

福島常務理事から、有償在宅福祉サービス権利擁護事業の見直し案がまとめ次第、7月末を目途に理事会の日程を調整させていただきたい旨の連絡がなされた。

以 上

本理事会の決議を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成 26 年 6 月 26 日

議長（理事長）長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人（監事）五十嵐 利 光 ⑩

議事録署名人（監事）安 田 大 ⑩